

用語解説

アルファベット

C&R（サイクルアンドライド）

駅周辺に設置した駐輪場に自転車を駐輪し（サイクル）、そこから電車に乗り換え（ライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。

GIS

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

K&R（キスアンドライド）

運転ができる家族の一人が、通勤・通学する家族を車で、近くの駅まで送り迎えすること。

LRT

ライト・レール・トランジット（Light・Rail・Transit）の略。従来の路面電車が高度化され洗練化された路面公共交通機関。ライトレールとも呼ばれ、近年欧米で普及しつつある。

MICE

企業等の会議、研修旅行、国際会議、見本市やイベント等、多くの集客交流が見込まれる、ビジネスイベント等の総称。

P&R（パークアンドライド）

駅周辺に設置した駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、そこから電車に乗り換え（ライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。

PDCA サイクル

Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Act（改善）の各プロセスで計画の進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行う管理手法。計画内容の維持、向上及び継続的な実施を促進する。PDCA は「Plan Do Check Act」の略。

UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する形態の総称。U ターンは出身地に戻る形態、I ターンは出身地以外の地域へ移住する形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

あ行

インセンティブ

人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。

行動を促す動機付けを意味する。

か行

開発許可

建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更（開発行為）を行う者が受けなければならない許可。

街路事業

都市計画法に基づいた道路等を都市計画事業として整備する事業。

勧告

届出を行ったものに対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく奨励する行為のこと。

既存ストック

都市における既存ストックとは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、人家 1 戸以上に被害を生じる恐れがある箇所。

建築確認

建築物の建築等を行う前に、当該計画が建築基準関係規定に適合していることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けること。

広域交流拠点

高松市都市計画マスタープランにおいて、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図る拠点。

交通手段分担率

ある特定の交通手段（自動車、バス、鉄道など）のトリップ（人がある目的を持ってある地点からある地点へと移動すること）数が、全交通手段のトリップ数に占める割合。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域を解消するため、自治体が主体となって運行するバス。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。都市施設の整備や市街地開発事業が優先的に実施され、用途地域が適用される。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域では原則として、用途地域を定めず、開発行為などが制限される。

地すべり危険箇所

地すべりの発生する危険性があり、地すべり防止区域の指定基準に該当する箇所。

純移動率

特定の時期、場所における移入民と移出民の差を表した人口統計学の用語。

自立高齢者率

高齢者のうち、介護が必要でなく最低限身の回りのことを自分で出来る人の割合。

人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少・少子高齢化に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、人口の現状と将来の展望を示したもの。本市では、たかまつ人口ビジョンを平成27(2015)年10月に策定。

人口フレーム

将来の人口・世帯数の概ねの見通し。これによる産業活動の将来の見直しから、必要と見込まれる市街地の範囲を検討する基礎となる。

生活交流拠点

地域の日常生活に欠くことのできない各種サービス機能を提供する集約拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、市民生活に身近なまちづくりを進める拠点。

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の3市5町で形成する、連携する市町の役割分担と相互の連携協力の下、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めようとするもの。

線引き

1つの都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

総合計画

地方自治法に基づき、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画。市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる。本市では、平成

28(2016)年3月に第6次高松市総合計画を策定。

総合都市交通計画

高松市の目指す「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具体化するため、将来を見据えた、本市にふさわしい交通体系を構築する上での施策の方針等を定めた計画。本市では、平成22(2010)年11月に高松市総合都市交通計画を策定。

た行

第一種低層住居専用地域

都市計画法による用途地域の1つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。

多核連携型コンパクト・エコシティ

都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市のこと。

地域公共交通活性化再生法

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律。持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成26(2014)年11月20日に施行。これに基づいて地域公共交通網形成計画が策定される。

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築のため、地域の公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定めた計画。本市では、平成27(2015)年3月に高松市地域公共交通網形成計画を策定。

地域交流拠点

地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図る拠点。

地域包括ケア

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的とした、地域の包括的な支援・サービス提供。

地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

小さな拠点

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場をつなぎ、人、もの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい集落地域の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組。

地方創生総合戦略

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、本市の実情に応じた人口減少対策等に関する施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画。
本市では、平成 27(2015)年 10 月にたかまつ創生総合戦略を策定。

超高齢社会

高齢化率（総人口のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合）が 21%を超えた社会。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成又は保持するために行われる土地利用規制。

特別史跡

国が文化財保護法で指定した史跡のうち、特に価値の高さが認められたもの。国宝と同格。

都市基盤

道路、下水道など都市の様々な生活の基本となるもの。

都市機能立地支援事業

まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者に対して、地方公共団体（市区町村）が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国からも民間事業者に直接支援する事業。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画マスタープラン

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都道府県が策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。本市では、平成 29(2017)年 8 月に高松市都市計画マスタープランを改定。

都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）

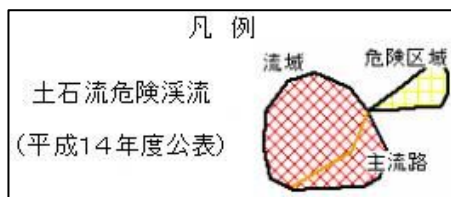
「立地適正化計画」を作成した上で、生活に必要な都市機能を整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした事業。誘導施策等の整備が交付金の対象となる。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律。

土石流危険渓流

土石流の発生する危険性がある渓流。危険流域と危険区域を合わせたもの。



出典：香川県ホームページ

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害は生じるおそれがあると認められる区域。

土地区画整理事業

都市計画区域内の一定の地区において、土地の区画形質の変更及び公共施設の整備改善により、健全な市街地を形成する事業。

な行

農地転用

農地を宅地など他の用途に転換すること。

は行

ファシリティマネジメント

土地・建物・設備を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動。

フィーダー路線

フィーダー（feeder）とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。鉄道の場合には、バスやタクシー等の端末交通が、道路では幹線道路に接続する補助幹線道路や区画道路がこの役割を担う。

ま行

民間都市開発推進機構

民間の資金・ノウハウ等を活用し、民間による都市開発事業の推進を図るため、参加・融通業務や土地取得譲渡業務等の各種業務を行う財団法人。

メッシュ

経度・緯度に従って地域を網の目に分割したもの。500mメッシュは 500m四方の範囲。

や行

用途白地地域

用途地域の指定のない地域。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さ等の形態を規制、誘導する制度。

ら行

立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

平成 26(2014)年 8 月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する。

高松市立地適正化計画（仮称）（原案）

高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 まちづくり企画課

高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2125

Email : machiki@city.takamatsu.lg.jp
